

# ゴルフ場利用約款

松ヶ峯カントリー倶楽部

## 第1条 (約款の適用)

当ゴルフ場を利用される方(会員・非会員を問わず)は、当クラブ約款、規約、及び日本ゴルフ協会ゴルフ規則による外、本約款に従ってご利用いただきます。

## 第2条 (利用契約の成立)

当ゴルフ場においてプレーしようとする方は、当日フロントにおいて、所定の名簿に署名してください。それにより、当クラブ(会社)は署名者の施設利用をお引き受けすることになります。

## 第3条 (利用の申し込み)

プレーの申し込みは、土曜日、日曜日、祝日に限り3ヶ月前の同日より受付いたします。  
但し、受付日が冬季クローズ期間中の土、日、祝日の場合は、その翌日より受付いたします。

## 第4条 (利用の拒絶)

1. 次の場合は利用をお断りすることがあります。
  - ①満員でスタート時間に余裕のないとき
  - ②天災その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき
  - ③プロ・アマを問わず公式の競技会を開催するとき
2. 次の各項に該当する場合は、利用を拒否します。
  - ①利用者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力(以下暴力団等反社会的勢力という)に属していると認められるとき。
  - ②利用者が暴力団等反社会的勢力属する者を同伴または紹介により入場させようとし、または入場させたとき。
  - ③利用者が、粗野な振る舞い等、他のお客様に不快な思いをさせる行為やゴルフ場の業務遂行に支障をきたす恐れがあると認められるとき。

## 第5条 (利用継続の拒絶)

次の場合には利用中であっても、当該事由が生じた時点以降の利用をお断りすることがあります。また1・2・3項の事実がプレーの途中に生じたり判明したりした場合には、その後の利用の継続をお断りするものとする。

1. 暴力団員及びその関係者と認められたとき
2. 公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為、または暴力行為、威嚇的行為があったとき。
3. 利用者にエチケット及びマナーに著しく反する行為のほか、当ゴルフ場の施設を利用するのに不適当と認められたとき
4. 天災やその他やむを得ない事情により施設の利用ができないとき
5. その他、本約款に違反したとき

## 第6条 (金銭・その他貴重品)

金銭及びその他貴重品については、備え付けのロッカーに保管ください。  
但し、お預けになった金銭及び貴重品につきましては、責任を負いません。

## 第7条 (駐車場における事故)

駐車場での衝突や接触による事故につきましては、責任を負いません。

## 第8条 (プレーヤーの危険防止責任とエチケットマナーの順守)

ゴルフは時として危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット、マナーを守るとともに、素振りをする際の安全や先行組との安全なる距離の確認、打者の前に出ない、隣接ホールへボールが飛来した場合の合図と安全の確保、等に十分に注意を払い、キャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の責任でプレーしてください。

## 第9条 (落雷時の避難)

雷の接近を告げるアナウンスがあった場合は、直ちにプレーを中止し、近くの避雷舎もしくはコース売店等、安全と思われる場所に避難してください。

## 第10条 (乗用カートのご使用)

乗用カートの運転は、自動車免許証の取得者に限ります。  
運転者は、別に定める「カート使用時の注意事項」を厳守してください。

## 第11条 (喫煙場所の限定)

プレー中はカート乗車時とティーグラウンド以外での喫煙は禁止となります。またクラブハウスにおきましても所定の場所以外の喫煙は禁止いたします。

## 第12条 (違背行為の責任)

利用者が第8条の安全確認を怠り、第三者に障害等の事故を発生させた場合、及び第8条・第9条・第10条の注意義務を怠ったため障害等の被害を受けた場合は一切の損害賠償の責任を負いません。

## 第13条 (プレー終了後のクラブの確認)

利用者がプレー終了後、クラブを点検し、間違いがないか確認してください。  
確認後は、クラブの不足、瑕疵等について、当ゴルフ場は責任を負いません。

## 第14条 (施設に損害を与えた場合)

利用者の故意または過失により、当クラブの施設に損害を与えた場合は、その損害額を支払っていただきます。

## 第15条 (施設内への持込品)

施設内に下記の物の持ち込みはお断りします。

1. 動物等のペット類
2. 著しく悪臭を放つ物
3. 銃砲刀剣類
4. 発火、爆発のおそれのある物
5. 騒音を発するおそれのある物

## 第16条 (行為の禁止)

施設内で下記の行為はお断りします

1. 賭博及び風紀を乱す行為
2. 物品の販売、宣伝広告の行為
3. プレーヤー以外のコースの立ち入り(特に許可する場合は除く)
4. レストラン及び他人に迷惑を及ぼす場所での携帯電話の使用

## (付則)

1. この約款に定めのないものは、プレーヤーと協議の上決定する。
2. この約款は平成21年4月1日から施行する。